

11 プロジェクションマッピング

プロジェクションマッピング（建築物その他の工作物等に光で投影する方法により表示される広告物）の基準等は次のとおりです。

(1) プロジェクションマッピングの許可の基準の概要（規則・別表第3 八の規格）

個別的基準の主なものは以下のとおりです。

- ① 景観、周辺環境及び道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないものであること。
 - ② 道路を挟んで表示する場合等においては、信号機若しくは道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者を幻惑するおそれがないこと。
 - ③ 土地に直接設置する広告塔等を利用して表示するプロジェクションマッピングの規格については、12 ページ(2)①広告塔・広告板の「**ア 土地に直接設置するもの**」を参照してください。
 - ④ 建築物の屋上を利用する広告塔等を利用して表示するプロジェクションマッピングの規格については、12 ページ(2)①広告塔・広告板の「**イ 建築物の屋上を利用するもの**」を参照してください。
 - ⑤ 建築物の壁面を利用して表示するプロジェクションマッピングの規格については、13 ページ及び14 ページ(2)②の「**建築物の壁面を利用するもの**」を参照してください。
- ※詳しい基準については、屋外広告物担当の窓口で御確認してください。

(2) 適用除外のプロジェクションマッピング（条例第13条第8号）

公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピングで、公益性を有するもので、規則で定める基準に適合するものは、禁止区域若しくは禁止物件又は許可区域に許可を受けずに表示することができます（「適用除外広告物」については2 ページを参照）。

① 適用除外の基準（規則第12条第1項第6号）

- ア 表示期間が3月以内
- イ 企業広告等（営利を目的として表示されるもの）の占める割合がおおむね3分の1以下
- ウ 企業広告等による収益の用途が公益に関する目的を有するもの
- エ 屋外広告物表示・設置届（別記第10号様式）を提出したもの

② 適用除外のプロジェクションマッピングの規格

ア 上記(2)①の基準を満たすプロジェクションマッピングについても、上記(1)の規格が適用されます。

イ 上記(2)①の基準を満たすプロジェクションマッピングで、表示期間が14日以内のものは、上記(1)の③から⑤までの規格にかかわらず表示することができます。

この場合、禁止区域においては、公園等又は学校、官公署等、観光施設、歴史的

文化的施設等の敷地その他知事が定める地域若しくは場所で表示するものであって、周辺環境及び道路交通等の安全に支障を及ぼすおそれがないものに限り、

ただし、高さ制限（33メートル又は52メートル）を超えるものは、次の要件のいずれかに該当する必要があります。

(ア) 表示期間が7日以内

(イ) 一日当たりの表示時間が3時間以内

(ウ) 高さ制限を超えて表示する部分の表示面積の合計が、当該高さ制限を超える部分の壁面の面積の10分の3以下

(3) プロジェクションマッピング活用地区

地域の特性に応じたプロジェクションマッピングの活用を図るため、まちづくり団体等の申請に基づき、プロジェクションマッピング活用地区（以下「活用地区」という。）を指定することができる制度です。

活用地区においては、地域の合意に基づき、当該活用地区におけるプロジェクションマッピングの面積、高さ等の基準（以下「表示基準」という。）や当該表示基準が適用される建築物等について定めることができます。

※詳細は、屋外広告物担当の窓口に御確認してください。

（参考）

このほか、プロジェクションマッピングに関する基準等の詳細については、東京都都市整備局ホームページ（<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/>）を御覧ください。